

消費生活センターだより

No.369 2017年7月1日 羽村市消費生活センター運営委員会発行
羽村市緑ヶ丘5-1-30 TEL(042)555-1111(内640)

羽村 消費生活センターだより 検索

いまが旬

トマト



健康一番“朝トマト”
美肌効果に“夜トマト”
油と調理でリコピン吸収率アップ。乳製品、油とも相性抜群。「トマトが赤くなると、医者が青くなる」選ぶなら完熟出荷の地元産。農産物直売所へゴー！

くらしのアンテナ

— 私達の食卓を支える食べ物の「タネ」をとりまく環境が大きく変わろうとしています —

「主要農作物種子法」(種子法)廃止法案が成立！！ タネはどうなるのでしょうか？

我が国の主要な農作物である米・麦・大豆の種子は「主要農作物種子法」(種子法)のもと国や地方自治体・農家や関連機関が連携してしっかり育て守られてきました。国の責任として基本的食料の「種子」を確保し、良質な種子を安定供給するため制定され、地域に合う品種の開発・原種や原原種の生産圃場指定、種子の保存などを行ってきました。

しかし、この「種子法」が4月の国会で廃止されました。今まで公的機関に担われていた種子事業を民間にも開放し、企業参入をさらに推し進めていくことが理由の一つであるといわれています。

大変な手間と予算をかけて行われてきた種子生産ですが、種子法廃止となり、これまで同様、安価で良質な種子の開発・供給が進められるのか？ 各地域の風土に合った多種多様な品種の栽培が続けられるだろうか？ 野菜のタネ同様、主食のタネまで巨大外国資本に明け渡すことにならないか？など、さまざまなことが危惧されます。

巨大企業の参入により、日本の農業は大規模化、作物の画一化が進められ、一方で小規模農家や条件が不利な地の農業が衰退していくことにつながるかもしれません。



食べ物の出発点である「種子」は生産者ばかりでなく、消費者にも大きくかわってきます。今後、日本で遺伝子組み換え作物が大量に栽培される可能性も生じます。それを防ぐためにも、私たちは勉強をし、消費者にとって大事な情報である「食品表示」制度をこれからもしっかり見守る必要があります。

” 種子が消えれば 食べ物が消える。 そして君も ”
(スウェーデンの種子の研究者ベント・スコウマン)

トマト あれこれ

いろいろな色のトマトが店頭に並んでいます。オレンジ・黄色・グリーン・黒。そして、ミニや細長いものなど、形や大きさも様々です。

栄養素としてリコピンは有名ですが、「うまみ成分」のグルタミン酸や、種の周りのジュレ状部分には、食物繊維のペクチンなど、たくさんの栄養素が含まれています。

★トマトピューレの作り方★

1. ざく切りのトマトを鍋に入れ弱火で煮る。
2. 水分が出てきたら潰しながら30分ほど煮る。時々全体をかき混ぜる。
3. 粗熱がとれたら密閉容器に入れる。

冷蔵庫での保管なら3日間。それ以上の場合は、冷凍庫で保管しましょう。

種や皮が気になるときは、ざるで取り除きましょう。

- ☆カレーライス
- ☆パスタ、ピザ、オムレツ、ハンバーグのソース
- ☆炒めた野菜やベーコン+固形スープ+水でトマトスープに。

消費生活センター相談室からのお知らせ



消費生活相談とは

商品を購入した際のトラブル、消費生活全般に関する疑問や相談など、あらゆる問い合わせに専門の相談員が対応します。

平成27年度の相談件数(521件)に比べ、32件減少しました。

悪質商法はあとを絶たず、あなたを狙っています！甘い言葉に惑わされず、本当に必要な契約か、よく考えましょう！すぐに判断しないで、家族や友人・知人に相談するか、消費生活相談室へご連絡ください。



相談の内訳

前年度と比較して、全体の相談件数は減少していますが、例年同様、70歳以上の割合が高いのは、社会的にも高齢者がターゲットにされていることを表しています。

また、20歳未満の相談が、前年度よりも増加しています。消費者被害が若年層にまで広がっていることを顕著に示しています。男女別では、例年、女性の割合が高いのですが、最近では、男性の相談件数も増えています。

	平成28年度		平成27年度	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)
20歳未満	19	3.9	9	1.7
20歳代	36	7.4	34	6.5
30歳代	37	7.6	63	12.1
40歳代	60	12.2	59	11.3
50歳代	63	12.9	76	14.6
60歳代	82	16.8	77	14.8
70歳以上	122	24.9	138	26.5
その他不明	70	14.3	65	12.5
合計	489	100.0	521	100.0

	平成28年度		平成27年度	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)
男性	188	38.5	220	42.2
女性	227	46.4	227	43.6
団体等	74	15.1	74	14.2

詳しい内容や、わからないことがありましたら消費生活相談室までご連絡ください。

相談日・相談時間

月～金曜日

午前9時～正午

午後1時～4時

TEL(042) 555-1111

(内線641)

相談は、電話、来所のどちらでもお受けしております。

相談の多かった商品・サービス

第1位 運輸・通信サービス
150件(昨年度165件)

第2位 金融・保険サービス
44件(昨年度33件)

パソコンやスマートフォン・携帯電話などに、アダルトサイト、出会い系サイトなどの情報サービスに関わる不当請求や、まったく身に覚えのない有料動画サイトなどの架空請求の相談が非常に増えています。

また、アダルトサイトなどの契約トラブルを解決する方法として、高額な相談手数料を要求する相談窓口の紹介サイトも存在します。

最近では大手通販サイトの名前を騙り、訴訟を起こすと脅かし、お金を要求する手紙やメールが届いたという相談も多く寄せられています。

身に覚えのない請求先へ連絡することは、絶対にやめましょう。個人情報盗まれ、悪用される危険性もあります。

ひとりで悩まず、まず相談！
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)



羽村市緑ヶ丘5-1-30